

令和 7 年 7 月 7 日

水管理・国土保全局水政課

一級河川の区間を見直します

～国民の安全・安心を図る上で必要な区間を一体的に管理します～

国土交通省は、河川整備の実施等に伴い、令和 7 年 7 月 7 日付で一級河川の指定の変更を行いました。

一級水系^(※)に係る河川の区間のうち、河川の形状、流域の地形、土地利用などを踏まえて、一体として管理する必要がある区間については、河川法第 4 条第 1 項に基づき国土交通大臣が一級河川として指定しています。また、既に指定済みの区間において、流路の変更など一体として管理する区間の変更が必要となった場合には、一級河川の指定の変更等を行っています。

(※) 国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したもの

今回は、河川整備の実施等に伴い、令和 7 年 5 月 21 日の社会資本整備審議会河川分科会(第 72 回)での審議等を経て、令和 7 年 7 月 7 日付で一級河川の指定の変更を行いました。

【今回の一級河川指定等】

水系名	河川名	都道府県名(市町村名)	区分	管理主体
くずりゅうがわ 九頭竜川	よしのせがわ 吉野瀬川	福井県(越前市)	変更	福井県
おんががわ 遠賀川	かわばたがわ 川端川	福岡県(直方市)	変更	福岡県

【今回の一級河川の指定等を行った後の河川数及び河川延長】

河川数 14,089河川(14,089河川)

河川延長 88,109.5km(88,109.1km)

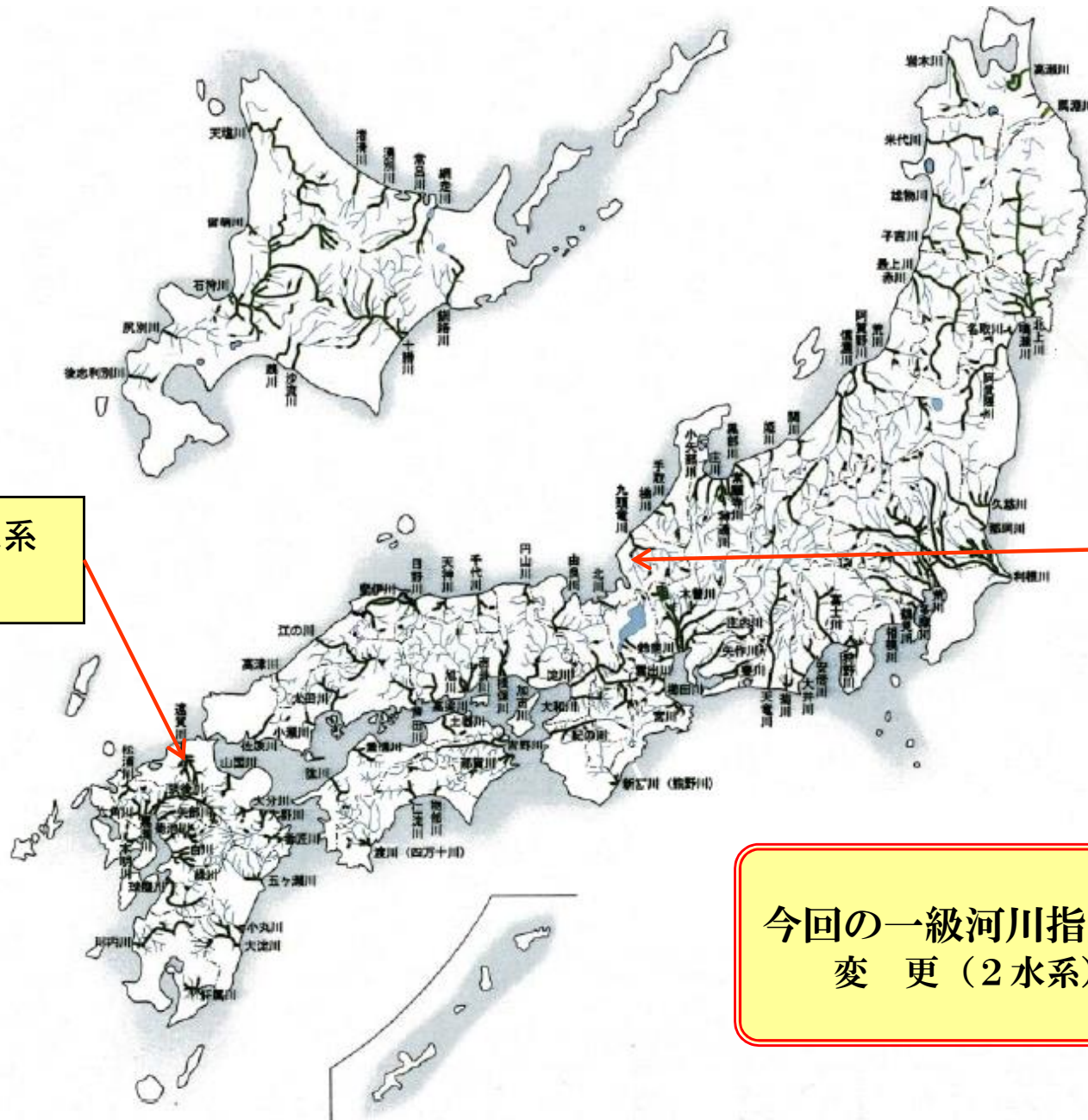
※()内は今回の指定前の一級河川指定状況

＜問合せ先＞

水管理・国土保全局 水政課 神代企画専門官、井上係長

TEL : 03-5253-8111 (内線 35-222、35-223)、03-5253-8439 (直通)

一級河川指定等の全国位置図



今回の一級河川指定等

変更 (2 水系) 2 河川 0.4 km

一級河川の指定の変更一覧表

	水系名	河川名	都道府県名 (市町村名)	区分	指定等の延長	指定等の理由	管理主体
①	九頭竜川	よしのせがわ 吉野瀬川	福井県 (越前市)	変更	増 0.3km	ダム本体工事の基礎掘削が完了したこと及び事業再評価により事業継続が確定したことから、ダムの影響が及ぶ河川の区間について、一級河川の指定の変更を行うもの。	福井県
②	遠賀川	かわぼたがわ 川端川	福岡県 (直方市)	変更	増 0.1km	平成22年7月豪雨により浸水被害が発生したことから、洪水氾濫を防止するため、平成31年度より総合流域防災事業に着手しており、今後、現在準用河川の区間において、改修工事に着手する予定のため、一級河川の指定の変更を行うもの。	福岡県

【参照条文】

○河川法（昭和39年法律第167号）（抄）

（一級河川）

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものをいう。

2 （略）

3 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

4 （略）

5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。

6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

（一級河川の管理）

第九条 一級河川の管理は、国土交通大臣が行なう。

2 国土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。

3～7 （略）